

概要版

第2次

あんしん福祉ビジョン

第2期五條市地域福祉計画・第3期五條市地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度

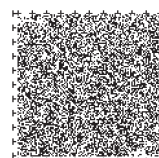


令和7年3月

五條市

五條市社会福祉協議会

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



計画策定の趣旨

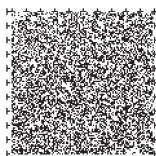
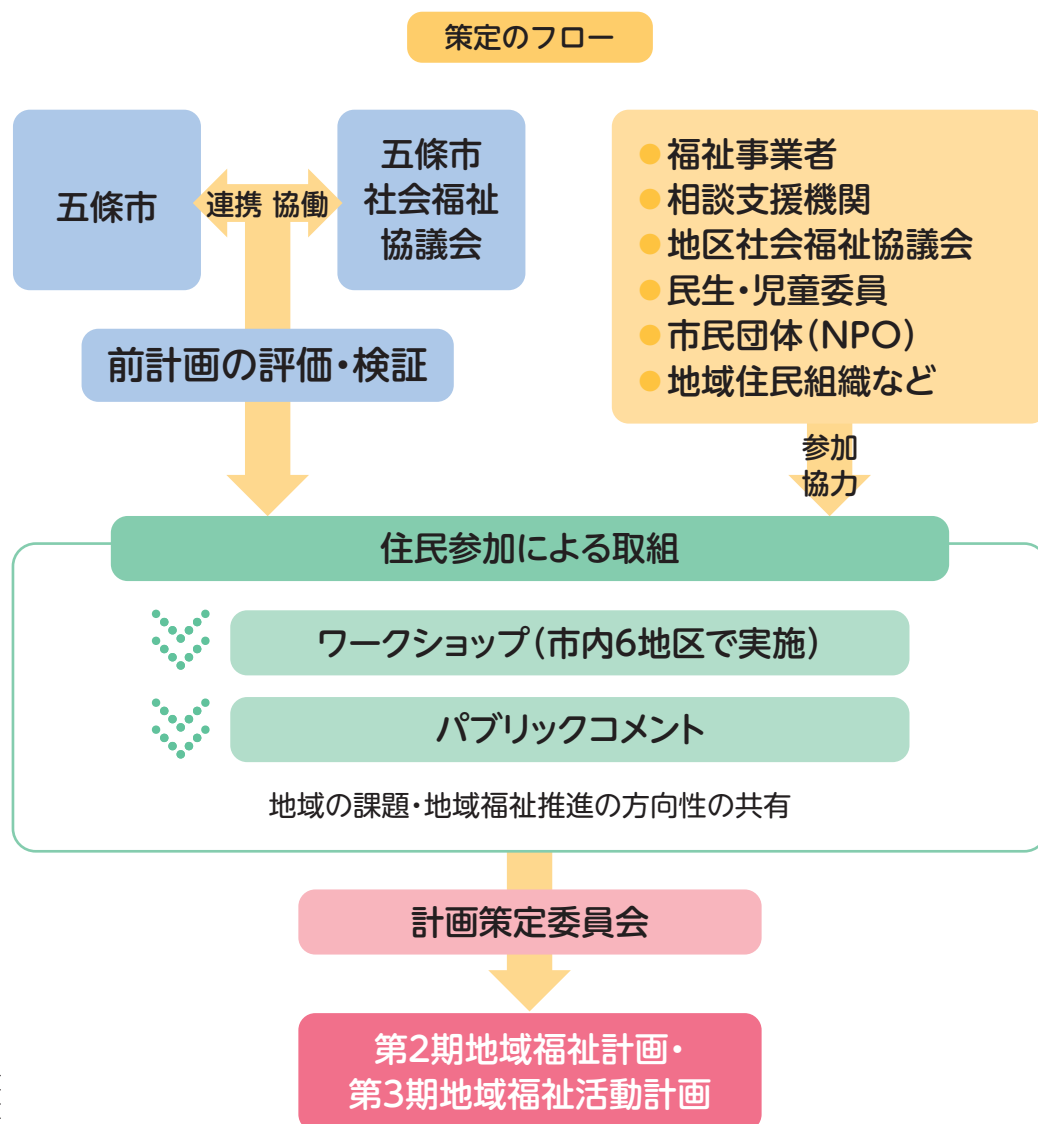
1 計画の目的・期間

本市では、五條市社会福祉協議会と協働し、令和元年度に「あんしん福祉ビジョン（五條市地域福祉計画・五條市地域福祉活動計画）」を策定し、いつまでも住み続けられる地域をめざして福祉施策を推進してきました。

この計画の期間満了に伴い、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とする「第2次あんしん福祉ビジョン（第2期五條市地域福祉計画・第3期五條市地域福祉活動計画）」を策定します。

2 策定の方法

地域福祉計画は、住民参加による策定が求められていることから、令和6年10～11月に五條、五條西、五條東、野原、西吉野、大塔の6地区でワークショップを実施し、住民の意見・意向の把握と地域の主要な課題や特性の明確化に努めました。

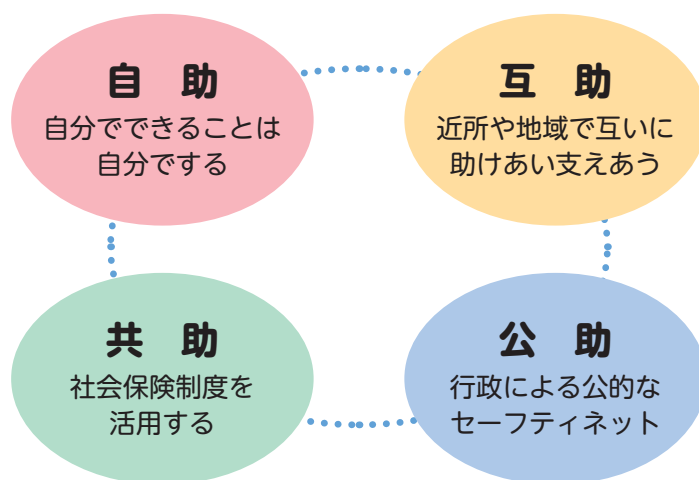


地域福祉ってなに？

「地域福祉」とは、私たち一人一人が地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域の住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

そのためには、身の回りに起こる日常的な問題は個人や家庭の努力で解決する（＝自助）とともに、近所や地域、ボランティアによる助けあいや支えあいにより解決を図る（＝互助）ことが必要です。また、介護保険や医療保険等の相互負担による社会保険制度の活用（＝共助）や公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）も考えられます。

自助・互助・共助・公助が連携・連動した地域づくりが必要です。

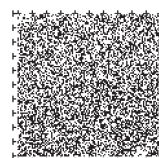
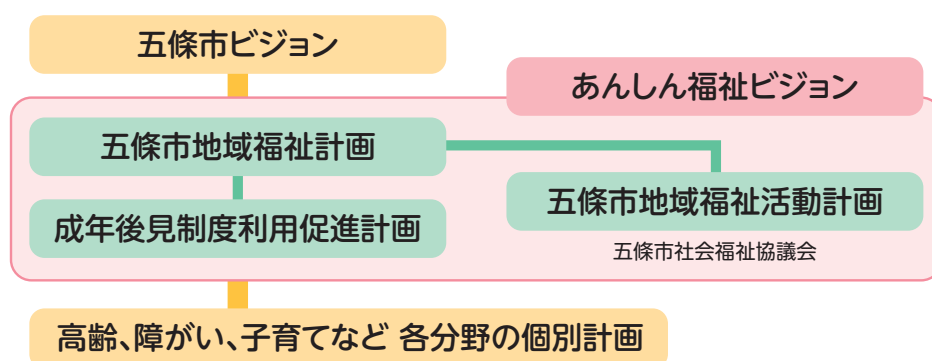


計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、五條市役所が「高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など各福祉分野における共通的な事項」を定める計画です。

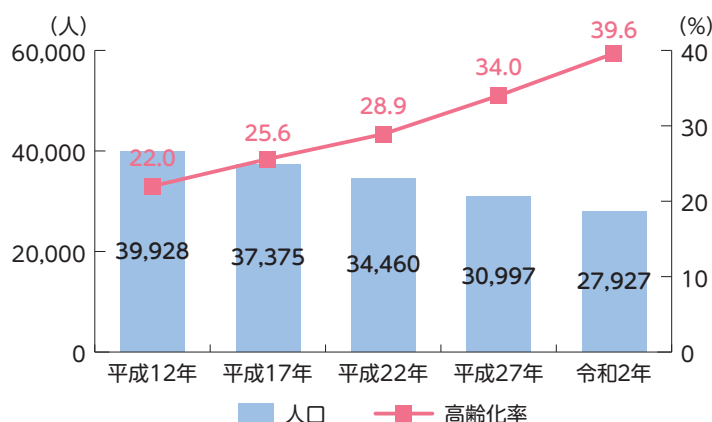
一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の中核的役割を担う五條市社会福祉協議会が、地域福祉を推進していくために定める計画です。

「五條市ビジョン」をはじめとする関連計画と整合を図りながら、2つの計画を一体的に策定します。また、本計画は、「成年後見制度利用促進計画」の内容を包含する形で策定します。



五條市の現状と課題

● 国勢調査人口の推移

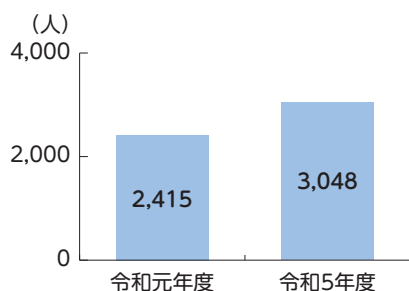


令和2年の本市の国勢調査人口は27,927人で、高齢化率は39.6%になっています。

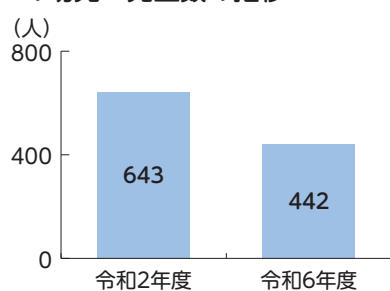
要介護高齢者数が増加する一方で、認定こども園等の幼児・児童数が大幅に減少するなど、少子高齢化が顕著に進んでいます。

障がい者手帳所持者数は、身体障がい者が減少傾向ですが、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向です。

● 要介護高齢者数の推移

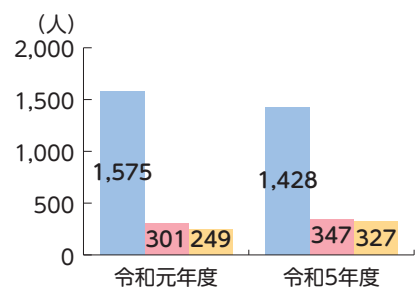


● 認定こども園・保育所・幼稚園の幼児・児童数の推移



※五條市では令和5年度に全保育所・幼稚園が認定こども園に移行しました。

● 障がい者手帳所持者数の推移



ワークショップでいただいた意見から、5つの課題を整理しました。

課題1 コロナ禍後の地域活動の再開・再構築

コロナ禍で様々な活動が休止・中止を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化が深刻化しています。持続可能な形態で、それぞれの活動の再開・再構築を進めていくことが重要です。

課題3 移動手段の確保

高齢化がますます進み、運転免許証返納者も増えてくると考えられます。五條市では、JRや路線バスの維持確保や「ゴーちゃんバス」の運行等に努めていますが、新たな移動手段を確保するための様々な取組を検討することが求められます。

課題2 防災・防犯の取組の拡大

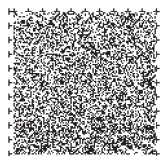
全国的に、大規模な災害や凶悪な犯罪が多発しています。災害時の初期避難や犯罪の未然防止のためには、住民の活動こそが重要であり、普段から、住民同士の顔の見える関係づくりを進める必要があります。

課題4 若い層の地域づくりへの参画の促進

人口減少・高齢化の中で、各種の地域活動の参加者が固定化・高齢化しています。若い層が気軽に参加できるきっかけとなる取組を拡大するなど、年代をつなぐ取組を通して、地域づくりの若いリーダーを育成していく必要があります。

課題5 居場所づくりの推進

認知症等の予防や孤立防止のためには、公民館や集会所等、地域に人が集まれる場がたくさんあり、場所だけでなく中身の濃い交流が行われることが必要です。



基本的な方向

本計画では、基本理念を「助けあい・支えあい 笑顔がつながるまち五條 〜いつまでも住み続けられる地域をめざして〜」と定め、3つの基本目標のもと、11本の基本施策を推進します。

人口減少、少子高齢化がますます進むと予想される中で、長年、培われてきた地域での助けあい・支えあいの力を維持し、住民すべてが笑顔で過ごせる地域づくりを進めます。

施策体系図

基本理念

基本目標

基本施策

助けあい・支えあい 笑顔がつながるまち五條
〜いつまでも住み続けられる地域をめざして〜

1 見守り、
孤立させない
まち

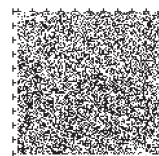
- 1 見守り活動の強化
- 2 居場所と協働の拠点づくり
- 3 移動手段の確保
- 4 防災・防犯対策の強化

2 必要な人に
支援が行き届く
まち

- 5 福祉分野の情報化の推進
- 6 相談体制の充実
- 7 福祉サービスの充実
- 8 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

3 地域福祉活動が
広がるまち

- 9 地域活動の活性化
- 10 ボランティア活動・市民活動の活性化
- 11 福祉や人権に関する相互理解の促進



基本目標 1 見守り、孤立させないまち

南海トラフ地震など大規模災害の発生が想定されるとともに、特殊詐欺等の犯罪も社会問題となっています。また、交通に係る利用者のニーズと実態の乖離が顕在化しています。

こうした暮らしの安心をおびやかす課題に対応していくために、自助・互助・共助・公助の役割分担のもと、互いに見守り、支えが必要な人を孤立させず、協力し合うしくみづくりを進めていきます。

基本施策1 見守り活動の強化

〔主な個別施策・事業〕

- ◆登下校時・通園時の見守り活動の促進
- ◆小地域福祉活動での見守り活動の促進

基本施策2 居場所と協働の拠点づくり

〔主な個別施策・事業〕

- ◆住民主体の介護予防活動の支援
- ◆子どもの居場所づくり推進事業
- ◆ふれあいいきいきサロンの活動支援

基本施策3 移動手段の確保

〔主な個別施策・事業〕

- ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業
- ◆住民互助による移動支援サービスの実現に向けた検討

基本施策4 防災・防犯対策の強化

〔主な個別施策・事業〕

- ◆自主防災組織の活動支援
- ◆災害ボランティアセンターの運営体制づくりの推進

基本目標 2 必要な人に支援が行き届くまち

福祉サービスは、高齢、障がい、子育てなどの分野ごとに制度化されていますが、地域生活課題が複合化・複雑化する中で、民生・児童委員をはじめとする地域住民、市社協をはじめとする関係機関、そして行政が、分野横断的に見守り、相談支援、伴走型支援を行い、「制度のはざま」でサービス利用等に結びついていない人を含め、必要なすべての人に支援が行き届く地域づくりを進めます。

基本施策5 福祉分野の情報化の推進

〔主な個別施策・事業〕

- ◆広報五條・ホームページなどによる福祉情報提供

基本施策6 相談体制の充実

〔主な個別施策・事業〕

- ◆地域ケア会議の運営
- ◆包括的な相談支援・多機関協働の体制づくりの検討

基本施策7 福祉サービスの充実

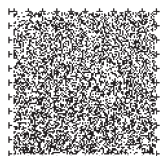
〔主な個別施策・事業〕

- ◆介護保険制度の生活支援体制整備事業
- ◆生活困窮者レスキュー事業

基本施策8 権利擁護の推進

〔主な個別施策・事業〕

- ◆成年後見制度利用支援事業
- ◆日常生活自立支援事業



より多くの住民が、日頃からのあいさつ、声かけや地域活動・ボランティア活動を行い、つながりをつくることで、地域の魅力は高まり、もしもの時の備えにもなります。

ボランティア活動を行いたい住民が、積極的に活動に参加し、無理なく活動を続け、次代のボランティアを育て、活動を広げていけるよう、福祉活動にチャレンジできるしくみが機能するまちづくりを進めます。

基本施策9 地域活動の活性化

〔主な個別施策・事業〕

- ◆民生・児童委員活動の推進
- ◆地区社協の活動支援

基本施策10 ボランティア活動・市民活動の活性化

〔主な個別施策・事業〕

- ◆福祉ボランティアに関する情報発信・相談・交流促進

基本施策11 福祉や人権に関する相互理解の促進

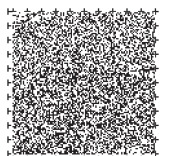
〔主な個別施策・事業〕

- ◆人権啓発事業の推進
- ◆学校やこども園等での人権・福祉学習の推進

計画の推進

地域福祉は、地域住民をはじめ、市社協、自治会、民生・児童委員、ボランティア、介護・福祉事業所、学校、企業等すべての人・団体が活動の担い手となります。

これらの人や団体が地域の課題解決に向けた情報交換を行い、自らの活動に生かしていくことができるよう、推進体制づくりに努めます。





計画及び概要版に関する問い合わせ先

【五條市役所】

〒637-8501

奈良県五條市岡口1丁目3番1号

(担当課) あんしん福祉部 社会福祉課

電話：0747-22-4001 (代表)

FAX：0747-24-2381

【五條市社会福祉協議会】

〒637-0043

奈良県五條市新町3丁目3-2

市立福祉センター内

電話：0747-24-4152

FAX：0747-24-4153

